

前橋市監査委員公表第13号

前橋市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年11月27日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊
同	横	山	勝
同	近	藤	登

## 出資団体監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和7年8月19日～10月9日

措置通知書提出日 令和7年11月18日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公立大学法人前橋工科大学】</p> <p>1 固定資産使用料の算定について（指摘事項）</p> <p>固定資産使用料の算定において、利用時間の判定を誤り、使用料の受領額が不足しているものがあった。</p> <p>固定資産貸付け及び使用料に関する規程等にのっとり、適正な事務処理となるよう改善されたい。</p>	<p>使用料の徴収額に誤りがないよう、係内で複数人によるチェック体制を確立するとともに、申請様式に金額や使用時間区分が表示されていないことが徴収誤りの原因であることから、申請者・許可者の双方にとってわかりやすく、使用料金の計算が容易な様式に改正した。</p>